

火災通報装置の電話回線情報は正しく登録を！！

～ 確実・迅速な出動のために ～

火災通報装置は、あらかじめ録音された音声メッセージにより消防へ通報する設備です。

消防では119番通報の受付と同時に、火災通報装置に接続された電話回線の通信事業者へ位置情報の照会を行います。その結果、通報された電話回線の登録住所が、通報場所として指令台の地図へ表示されます。しかし、登録住所が火災通報装置を設置した建物の住所と異なる住所（例：会社の本社住所や番地の異なる住所）の場合、誤った住所が指令台の地図へ表示されるため火災発生場所の確認に時間がかかり、消防隊の到着が遅れてしまうおそれがあります。

消防車両の確実、迅速な出動へつなげるため、火災通報装置を接続する電話回線を通信事業者と契約する際は、**火災通報装置を設置する建物の住所（住居表示）**で申し込むようお願いいたします。また、**一度申し込んだ住所に変更が生じる際には契約した通信事業者へ連絡し、必ず登録住所を変更する**ようお願いいたします。

消防用設備の設置検査や点検、通報訓練において火災通報装置を実際に起動させた時に、登録住所が異なることが判明した場合には、通信事業者と契約している登録住所の変更をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

登録住所等の確認・変更の問い合わせ(通信事業者が NTT 電話局の場合)

NTT の固定電話からは局番なしの『116』番へ、携帯電話または NTT 以外の固定電話からは 0120-116-000へ連絡し、登録電話番号(下記※1)と変更したい内容を伝えます。変更にかかる費用は無料です。なお、受付時間は9時から17時で平日のみです。

火災通報装置による通報の仕組み

